

日 銀 業 第 3 1 9 号

2 0 2 6 年 9 月 1 8 日

国債振替決済関係事務についての

日銀ネット利用先 御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債振替決済関係事務）」
の一部改正に関する件

国債振替決済制度における預金保険機構の参加者口座において種別「早期健全化勘定」を廃止することとしたことに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2 0 2 6 年 1 0 月 1 日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債振替決済関係事務）」中
一部改正

○ 第3編（個別業務コード）の種別コードを横線のとおり改める。

○ 種別コード

区 分	コード
略（不変）	
早期健全化勘定	24
略（不変）	